

安八郡広域連合会ホームページ更新関連業務委託仕様書

安八郡広域連合会

本仕様書は、安八郡広域連合会（以下「広域連合」という。）が「安八郡広域連合会ホームページ更新関連業務」の委託をするにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 委託業務名

安八郡広域連合会ホームページ更新関連業務

2 目的

現在の広域連合ホームページは、平成 23 年度にリニューアルし約 11 年が経過している。

本業務では、ホームページ利用者の利便性向上を念頭に置いた情報分類、ホームページデザインの見直しを行うとともに、近年急速に普及しているスマートフォンやタブレット端末などへの対応を行う。また、広域連合職員関連業務においても、管理等の作業を容易に行うことができるようにすることを目的とする。

3 リニューアル方針

(1) 分かりやすさに注目したデザイン

広域連合の特色を効果的に発信できるホームページであること。

(2) マルチデバイス対応

スマートフォンやタブレット端末等を含めたあらゆるデバイスに応じて、ホームページが最適化され、操作しやすい仕組み・デザインを構築すること。

(3) ユーザビリティ

利用者の誰もがストレスを感じることなく目的の情報にたどり着けるホームページ構成・デザイン・レイアウトであること。

(4) 作業効率の向上

管理業務についても専門知識のない職員が簡単に情報を掲載でき、均一な完成度となるホームページであること。また、関連する業務の軽減化が図れること。

(5) ドメインについては、広域連合既存の「AKOUIKI.COM」を承継すること。

(6) 構築するサーバは、広域連合が用意するものを利用すること。

(7) アクセスデータが取得できる機能を導入すること。

4 業務概要

(1) 現行ホームページデザインのリニューアル

・サイトの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ、ユーザビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。

(2) コンテンツ内容の整理

・コンテンツの内容等については、現行ホームページを参考に受託者が企画制作するものとするが、適宜広域連合と協議を行いながら決定すること。

(3) 介護事業所等の検索システム制作

福祉施設事業所について、施設案内、空き情報等が掲載でき、検索が可能で詳細が閲覧できる

ページを作成すること。また、施設の追加や内容の編集が各事業所から容易に行えるしくみとすること。

(4) CMS の導入構築

- ・受託者は、現行サイトで使用されている CMS と同等、もしくはそれに代わる CMS を提案し導入すること。
- ・コンテンツ更新に係る作業効率の向上・省力化を図ることができるシステムとすること。

(5) CMS 操作マニュアルの作成

- ・本マニュアルは CMS パッケージに標準で付属するものではなく、広域連合における運用の事情や要望を反映し、平易な言葉を使用して一連の操作方法を解説すること。

(6) メール等のお問い合わせ業務を効率化する目的より、業務進捗や Q&A 等を一元管理するシステム構築をおこなうこと。

(7) 本サイトを構築するサーバにおいて、投稿時の不具合が生じた場合、広域連合と協議の上、速やかに原因究明を行うものとする。但し、サーバの機器的な不具合・障害においては、本契約には含まれず対応はサーバ管理事業者とする。

(8) 成果物の納品

- ・コンテンツデータ及び総括報告書を作成し、紙媒体及び電子媒体で納品すること。

5 保守

本サイトとシステムの運用に係る保守を継続的に行うこととし、保守の内容については、保守費用を見積書として提出すること。

契約については別途締結する。

またその内容には、サーバ保守、サーバ利用料、ドメイン利用料は含まれない。

6 委託期間・スケジュール

(1) 契約締結日から一般公開日令和 5 年 3 月 15 日までとする。

7 著作権等の取扱い

(1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

(2) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、広域連合に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、広域連合に対して行使しないものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施にあたって広域連合又は第三者に侵害を及ぼしたときは、広域連合及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。

8 その他の留意事項

(1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは、広域連合及び受託者の協議により定める。

(2) 受託者は、業務の内容及び範囲について広域連合と十分打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。

- (3) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時広域連合に報告すること。
- (4) 受託者は、操作手順についてマニュアルを作成し、広域連合に提出すること。
- (5) プロポーザルを行う場合、契約後の業務にはプレゼンテーションの説明者か同程度の知識を有する者が従事すること。